

開発許可等に伴う手数料の一覧

宇部市手数料徴収条例

手数料の名称	手数料の額	備考
開発行為許可申請手数料 (1) 自己居住用 開発区域の面積が 0.1ha未満 0.1ha以上 0.3ha未満 0.3ha以上 0.6ha未満 0.6ha以上 1.0ha未満 1.0ha以上 3.0ha未満 3.0ha以上 6.0ha未満 6.0ha以上 10.0ha未満 10.0ha以上	8,600 22,000 43,000 86,000 130,000 170,000 220,000 300,000	都市計画法 第29条第1項 又は第2項
(2) 自己業務用 開発区域の面積が 0.1ha未満 0.1ha以上 0.3ha未満 0.3ha以上 0.6ha未満 0.6ha以上 1.0ha未満 1.0ha以上 3.0ha未満 3.0ha以上 6.0ha未満 6.0ha以上 10.0ha未満 10.0ha以上	13,000 30,000 65,000 120,000 200,000 270,000 340,000 480,000	
(3) その他 開発区域の面積が 0.1ha未満 0.1ha以上 0.3ha未満 0.3ha以上 0.6ha未満 0.6ha以上 1.0ha未満 1.0ha以上 3.0ha未満 3.0ha以上 6.0ha未満 6.0ha以上 10.0ha未満 10.0ha以上	86,000 130,000 190,000 260,000 390,000 510,000 660,000 870,000	
開発行為変更許可申請手数料 イ + ロ + ハ イ (設計の変更) ロ (区域編入) ハ (その他)	(上限) 870,000 開発行為許可申請手数料 の1/10 開発行為許可申請手数料 に同じ 10,000	都市計画法 第35条の2

手数料の名称	手数料の額	備考
用途地域が定められていない土地の区域内等における建築物の特例許可申請手数料	46,000	都市計画法 第41条第2項 ただし書
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	26,000	都市計画法 第42条第1項 ただし書
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 自己居住用 自己業務用 1.0ha未満 " 1.0ha以上 その他	1,700 1,700 2,700 17,000	都市計画法 第45条
開発登録簿の写し交付手数料	470	都市計画法 第47条第5項

優良宅地認定に伴う手数料の一覧

手数料の名称	手数料の額	備考
優良宅地造成認定申請手数料		
造成宅地の面積が		
0.1 ha未満	86,000	
0.1 ha以上 0.3 ha未満	130,000	
0.3 ha以上 0.6 ha未満	190,000	
0.6 ha以上 1.0 ha未満	260,000	
1.0 ha以上 3.0 ha未満	390,000	
3.0 ha以上 6.0 ha未満	510,000	
6.0 ha以上 10.0 ha未満	660,000	
10.0 ha以上	870,000	
優良住宅新築認定申請手数料		
新築住宅の床面積の合計が		
100㎡以下	6,200	
100㎡超 500㎡以下	8,600	
500㎡超 2,000㎡以下	13,000	
2,000㎡超 10,000㎡以下	35,000	
10,000㎡超 50,000㎡以下	43,000	
50,000㎡超	58,000	1000㎡以上の宅地面積に限る

宅地造成等工事許可申請等手数料

手数料の名称	手数料の額	備考
中間検査申請手数料		
中間検査を行う部分の盛土等面積が		
1. 0 h a 以下	5,200	
1. 0 h a 超 2. 0 h a 以下	8,400	
2. 0 h a 超 4. 0 h a 以下	12,000	
4. 0 h a 超 7. 0 h a 以下	20,000	
7. 0 h a 超 10. 0 h a 以下	29,000	
10. 0 h a 超	38,000	